

平成19年5月31日
厚生労働省職業能力開発局
厚生労働省雇用均等・児童家庭局

公共職業能力開発施設等における吹付けアスベスト等 使用実態調査報告について（補足調査）

I. 趣 旨

「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」の一部改正（平成18年9月1日施行）により、規制の対象となる石綿の範囲が拡大されたことを受けて、「含有する石綿の重量が0.1%を超えかつ1%以下のもの」を対象とした補足調査を実施。

II. 報告の結果

○ 調査回答施設数の状況

① 吹付けアスベスト等の場所を有する施設	141施設（100.00%）
② ①のうち、措置済み状態にある場所を有する施設	17施設（12.06%）
③ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのない場所を有する施設	121施設（85.82%）
④ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある場所を有する施設	7施設（4.96%）

⑤ ④のうち、利用者が日常利用する場所を有する施設	2施設（1.42%）
┌ うち 措置予定	2施設
└ 未定	0施設
⑥ ④のうち、⑤以外のその他の場所を有する施設	5施設（3.55%）
┌ うち 措置予定	5施設
└ 未定	0施設